

2025 年 6 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社トライト
代表者名 代表取締役社長 笹井 英孝
(コード：9164、東証グロース市場)
問合せ先 常務執行役員管理本部長 井上 卓暁
(TEL. 06-6365-1131)

会 社 名 TCG2505 株式会社
代表者名 代表取締役 齋藤 玄太

**TCG2505 株式会社による
株式会社トライト（証券コード：9164）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

TCG2505 株式会社は、本日、株式会社トライトの普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、TCG2505 株式会社（公開買付者）が株式会社トライト（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025 年 6 月 10 日付「株式会社トライト（証券コード：9164）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2025 年 6 月 10 日

各 位

会 社 名 TCG2505 株式会社
代表者名 代表取締役 齋藤 玄太

株式会社トライト（証券コード：9164）の普通株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

TCG2505 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は 2025 年 6 月 10 日、株式会社トライト（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場、証券コード：9164、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本公開買付けの内容

（1）対象者の名称

株式会社トライト

（2）買付け等を行う株券等の種類

普通株式

（3）買付け等の期間

2025 年 6 月 11 日（水曜日）から 2025 年 7 月 23 日（水曜日）まで（30 営業日）

（4）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 880 円

（5）買付け予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	40,000,000（株）	6,666,700（株）	－（株）

（6）決済の開始日

2025 年 7 月 30 日（水曜日）

（7）公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

2. 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じた対象者株式の取得等を目的として、2025 年 5 月 9 日に設立された株式会社です。公開買付者は、本日現在、日本法に基づき設立された TCG2504 株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）がその発行済株式の全てを所有しており、公開買付者親会社は、本日現在、日本法に基づき設立された TCG2503 株式会社（以下「公開買付者祖父母会社」といいます。）がその発行済株式の全てを所有しております。また、公開買付者祖父母会社は、本日現在、ケイマン諸島法に基づき 2024 年 12 月 17 日に組成されたリミテッド・パートナーシップであって、The Carlyle Group（関係会社及びその他の

関連事業体を含め、以下「カーライル」といいます。)がその持分の全てを保有・運用する CJP V HC Holdings VI, L.P. (以下「カーライル・ファンド」といいます。)がその発行済株式の全てを所有しております。なお、本日現在、カーライル、カーライル・ファンド、公開買付者祖父母会社、公開買付者親会社及び公開買付者は、対象者株式を所有していません。

カーライルは、グローバルに展開する投資会社であり、世界4大陸の29拠点において約2,300名の社員を擁し、3つの事業セグメント(注1)において、641のファンドを通じ総額約4,526億ドルの資産を運用しております(2025年3月末現在)。

(注1) 具体的には、①上場会社の非公開化を含むバイアウト投資、グロース・キャピタル(新興企業への成長資金の提供)、戦略的マイノリティ出資(少数持分投資)等の投資活動や、不動産やエネルギー等のリアルアセット投資を含む「グローバル・プライベート・エクイティ」(運用総額約1,642億ドル)、②ローン担保証券、メザニン等、主にクレジットへの投資を行う「グローバル・クレジット」(運用総額約1,992億ドル)、及び③プライベート・エクイティ・ファンドへの投資を行う「カーライル・アルプインベスト」(運用総額約892億ドル)の3事業セグメントです(いずれも2025年3月末現在)。

このうち、「グローバル・プライベート・エクイティ」セグメントにおいて企業への投資活動を行うコーポレート・プライベート・エクイティ投資では、1987年の設立以来、2025年3月末までで790件以上の投資実績を有しております。また、日本国内でも、2000年に活動を開始して以来、日本企業に対する投資を中心に行うバイアウトファンドにおいて、株式会社ツバキ・ナカシマ、株式会社日本医療事務センター(現株式会社ソラスト)、シンプレクス株式会社、アルヒ株式会社(現SBIアルヒ株式会社)、日立機材株式会社(現センクシア株式会社)、ウイングアーク1st株式会社、オリオンビール株式会社、株式会社リガク、AOI TYO Holdings 株式会社(現KANAMEL株式会社)、東京特殊電線株式会社(現株式会社TOTOKU)、株式会社ユーザベース、岩崎電気株式会社、星光PMC株式会社(現CHEMIPAZ株式会社)、日本KFCホールディングス株式会社、株式会社キョウデン及び株式会社カオナビ等に対する累計約40件の投資実績を有しております。

公開買付者は、本日、対象者を完全子会社化することを目的として、東京証券取引所グロース市場に上場している対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式(注2)を除きます。)を取得するための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを2025年6月11日から開始することを決定いたしました。

本取引は、①対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び対象者の第1位株主であるLIFE SCIENCE & DIGITAL HEALTH CO. LIMITED(以下「LSDH」といいます。)が所有する対象者株式(60,000,000株、所有割合(注3):60.00%)の全部(以下「本売却予定株式」といいます。)を除きます。)の取得を目的として本公開買付けを行うこと、②本公開買付けの成立を条件として、公開買付者が本公開買付けにおいて、対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び本売却予定株式を除きます。)を取得できなかった場合に対象者が行う株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を通じて、対象者の株主を公開買付者及びLSDHのみとすること、③本株式併合の効力が発生すること及び法第24条第1項ただし書に基づき対象者が内閣総理大臣から有価証券報告書を提出する義務の中断申請に係る承認を受けることを条件として、公開買付者がLSDHから本売却予定株式の全てを相対で譲り受けることにより対象者を公開買付者の完全子会社とする手続(以下「本相対譲渡」といいます。)により構成されます。

(注2) 対象者が2025年5月13日に公表した「2025年12月期 第1四半期決算短信〔IFRS〕(連結)」(以下「対象者2025年12月期第1四半期決算短信」といいます。)によれば、2025年3月31日現在、対象者が所有する自己株式はございません。

(注3) 「所有割合」とは、対象者2025年12月期第1四半期決算短信に記載された2025年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(100,000,000株)(以下「対象者発行済株式総数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の記載において同じとします。

なお、本株式併合の詳細につきましては2025年6月11日に提出する公開買付届出書(以下「本公開買付

届出書」といいます。)の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。

本公開買付けに際し、公開買付者は、本日付で、対象者の第1位株主である LSDH との間で、①本売却予定株式の全てについて本公開買付けに応募しないこと、②対象者の株主を公開買付者及び LSDH のみとするために必要な本株式併合を含む手続 (以下「本スクイーズアウト」といいます。)に必要な一切の行為 (本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会における賛成の議決権の行使を含みます。)を行うことで、本スクイーズアウトを完了させること、及び、③本売却予定株式の全てを本相對譲渡を通して公開買付者へ売却することを含めた、本取引に係る諸条件に合意し、かかる諸条件について定めた契約 (以下「本不応募契約」といいます。)を締結しております。

また、本相對譲渡における譲渡価格は、本売却予定株式1株当たりの譲渡価格 (以下「本相對譲渡価格」といいます。)である 870 円に、本売却予定株式の株式数を乗じた、総額 52,200,000,000 円 (注4。以下「本相對譲渡価格総額」といいます。)を予定しております。本相對譲渡価格については、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格 (880 円) よりも低く設定することで本相對譲渡価格を公開買付価格と同額と設定した場合よりも公開買付価格を高く設定することを可能とし、本公開買付けの成立可能性を高め、本取引を円滑に完了することを目的に、公開買付者と LSDH との間で合意しているため、公開買付価格の均一性及び株主間の公平性の趣旨に反するものではないと考えております。本不応募契約の詳細につきましては、本公開買付届出書の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(注4) 本相對譲渡に先立ち、本スクイーズアウトの一環として本株式併合が行われるため、本相對譲渡時点で実際に公開買付者が LSDH から相對で譲り受ける対象者株式の数は、本株式併合の割合に応じた本売却予定株式の数 (1株に満たない端数がある場合は、当該端数は切り捨てられます。)となります。なお、本相對譲渡価格総額は本株式併合にかかわらず一定となるため、実際に公開買付者が LSDH から相對で譲り受ける本株式併合後の対象者株式の株式数を基準とした1株当たりの譲渡価格は、本相對譲渡価格とは異なる予定です。また、公開買付者及び LSDH は、本株式併合に伴い LSDH が所有する株式の数に1株に満たない端数が生じ、LSDH に対し会社法 (平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第1項の定めに従って当該端数に相当する譲渡代金が支払われる場合、公開買付者は、本相對譲渡における譲渡対価として、当該譲渡代金を本相對譲渡価格総額から控除した金額を支払うことを合意しております。

公開買付者は、本取引において、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限 (注5) を 6,666,700 株 (所有割合 : 6.67%) としており、本公開買付けに応じて応募された株券等 (以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (6,666,700 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注5) 本公開買付けにおける買付予定数の下限 (6,666,700 株) は、対象者発行済株式総数 (100,000,000 株) に係る議決権の数 (1,000,000 個) に3分の2を乗じた数 (666,667 個、小数点以下切り上げ) から、本売却予定株式 (60,000,000 株) に係る議決権の個数 (600,000 個) を控除した数 (66,667 個) に、対象者の単元株式数である 100 株を乗じた株式数に設定しております。なお、かかる買付予定数の下限 (6,666,700 株) は、本取引において、公開買付者は対象者を完全子会社化することを目的としているところ、本株式併合の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、公開買付者及び LSDH の二者により当該要件を満たすことができるように設定したものです。

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付届出書をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには、公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下同じです。) 第 13 条(e) 項又は第 14 条(d) 項及びこれらの規定の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能なものとは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者及びその関連者、並びに公開買付者、EQT 及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関連者の英文ウェブサイトにおいても開示が行われます。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。